

岩手県エコマネジメントシステム要綱

制定 平成21年2月12日
最終改正 平成24年4月1日

（目的）

第1条 この要綱は、岩手県の組織において実施・運用する岩手県エコマネジメントシステム（以下「システム」という。）の基本的事項を定め、職員の地球温暖化対策等の環境に関する活動（以下「環境活動」という。）を促進することを目的とします。

（環境方針）

第2条 システムにおいて取り組む環境活動に係る基本方針（以下「環境方針」という。）は別紙1のとおりとします。

（システムの位置付け）

第3条 システムは、地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3第1項の規定に基づく地方公共団体実行計画である地球温暖化対策第3次岩手県率先実行計画（以下「率先実行計画」という。）の目的達成の手段として位置付けます。

（システムの適用対象組織）

第4条 システムの適用対象は、別表1に掲げる県の全ての機関とします。

（システムの推進体制）

第5条 システムを推進するための体制を、次のとおり定めます。

- (1) システムの確立及び維持に関する重要事項の決定及び指示を行う者として環境管理総括者を置き、知事をもって充てます。
- (2) システムの運営管理に関して環境管理総括者を補佐する者として環境管理副総括者を置き、副知事をもって充てます。
- (3) システムの確立及び総合的な管理運営を行う者として環境管理責任者を置き、環境生活部長をもって充てます。
- (4) 環境方針に基づきシステムの管理運営を行う者として環境管理者を置き、別表1に掲げる者をもって充てます。
- (5) システムの運営の調整を行う者として総括環境推進員を置き、別表1に掲げる者をもって充てます。
- (6) システムが円滑に運営され、職員が環境活動を行うよう職員の管理監督を行う者として環境推進員を置き、別表1に掲げる者をもって充てます。
- (7) 室課等の所属における環境活動の推進を担当する者としてエコスタッフを置き、環境推進員が任命します。

（環境管理委員会）

第6条 システムに関する重要な事項について協議又は報告を行うため、環境管理委員会を設置します。

- 2 環境管理委員会は知事、副知事、企画理事並びに別表1に掲げる環境管理者のうち知事部局本庁部局長、各広域振興局長、医療局長、企業局長、教育委員会教育長及び警察本部長で構成し、委員長は知事をもって充てます。
- 3 環境管理委員会は、庁議をもってこれに代えることができます。

（環境監査）

第7条 システムが適切に実施され、維持されているかを確認するため、環境監査員を設置し、環境監査を実施します。

- 2 環境監査に関し必要な事項は、別に定めます。

(環境管理事務局等)

第8条 システムの運営に関する事務を統括するため、環境管理事務局を置きます。

- 2 環境管理事務局は、環境生活部環境生活企画室に置き、事務局長は環境生活部環境生活企画室長をもって充てます。
- 3 各地区合同庁舎（分庁舎を含む。以下同じ。）及び各地区合同庁舎以外に所在する地方公所等（県立病院等を含む。）に係るシステムの庶務については、原則として、その区域を所管する広域振興局保健福祉環境部において処理します。

(システムの枠組み)

第9条 システムは、環境方針に基づき実施される取組みに、計画（PLAN）、実施・運用（DO）、点検（CHECK）、改善（ACTION）のPDCAサイクルを組み込んだものとし、継続的改善を行う枠組みを確立します。

(システムの見直し)

第10条 環境管理責任者は、必要に応じてシステムの見直しを行います。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱によるシステムの運営に関し必要な事項は、環境管理責任者が別に定めます。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行します。
- 2 岩手県環境マネジメントシステム要綱（平成11年5月25日制定、以下「旧システム要綱」という。）及び旧システム要綱に基づく要綱及び要領等は、廃止します。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行します。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行し、同年4月1日から適用します。

環 境 方 針

県は、「岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例」及び「いわて環境王国宣言」の理念に基づき、岩手県における県民及び事業者の地球温暖化防止活動等の促進を図るとともに、第2次岩手県地球温暖化対策等実行計画の目標を達成するため、以下のとおり取組みを推進します。

- 1 常に省エネルギー及び省資源を念頭において、事務・事業を行います。
- 2 低炭素社会の実現に向けた職員の意識向上を図ります。
- 3 環境関連法令等を順守するとともに、環境負荷の低減に努めます。
- 4 本システムの継続的な改善を図ります。

平成21年4月1日

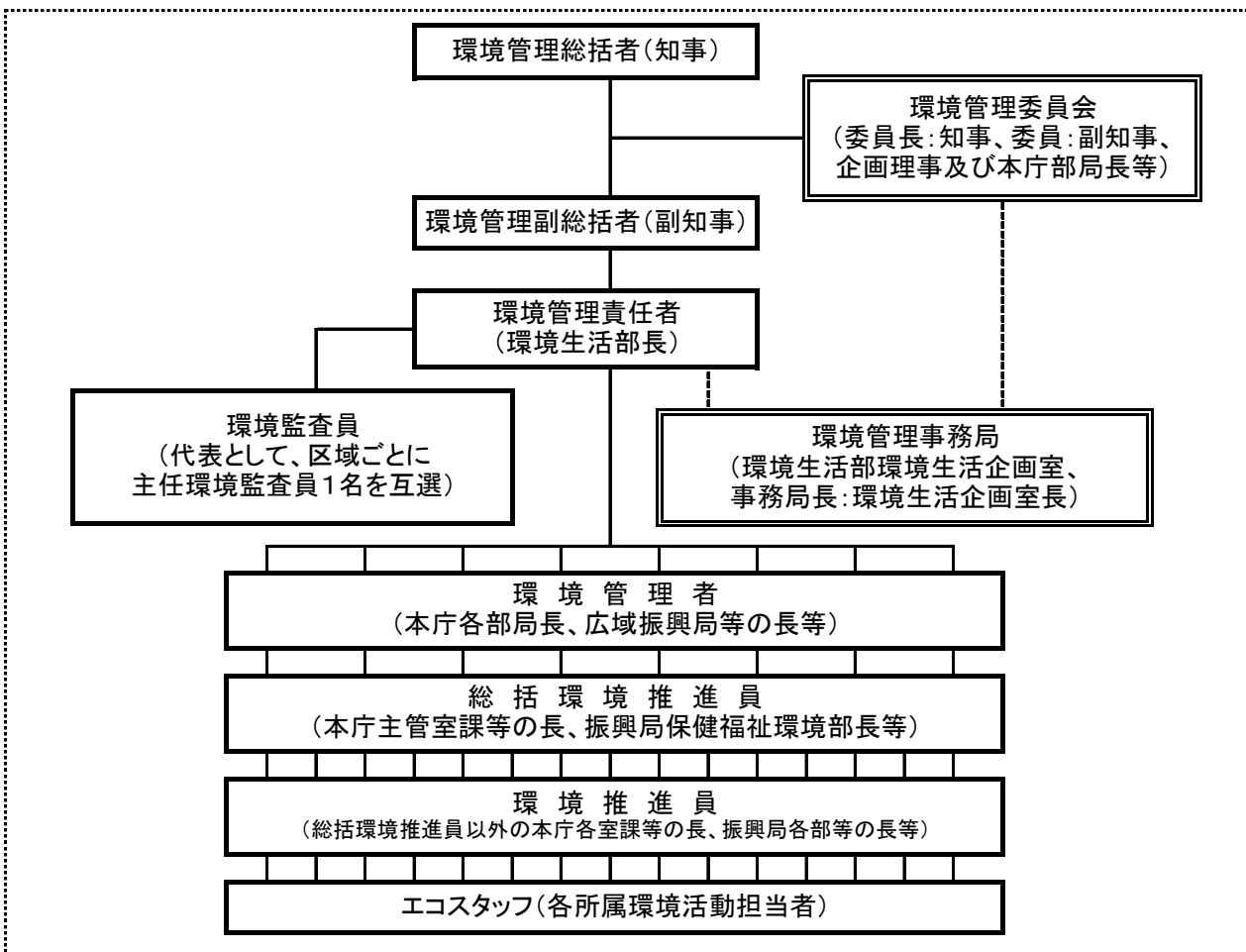
岩手県知事 達 増 拓 也

別表1(第4条関係) システム適用対象組織

システム適用対象組織		環境管理者	総括環境推進員	環境推進員
知事部局	本庁各部局	部局長	主管室課等の長	左記以外の各室課等の長
	広域振興局	局長	保健福祉環境部長	岩手県知事部局行政組織規則別表第11に掲げる部等のうち部等(部に置く室を除く。)の長
	広域振興局以外の出先機関	出先機関の長 (庁舎管理者)	主管部等の長	左記以外の各部室課等の長
医療局の本庁		医療局長	管理課総括課長	
企業局の本庁		企業局長	経営総務室長	
議会、教育委員会、人事委員会、 監査委員、労働委員会及び 収用委員会の事務部局の本庁		事務部局の長	主管室課等の長	
警察本部		警察本部長	警務部会計課長	
上記以外の出先機関等		出先機関等の長 (庁舎管理者)	主管部等の長	

- ① 広域振興局 : 教育事務所を含む。環境推進員については、執務場所の違い等により、環境推進員の責任と権限に支障をきたすと認められる場合は、環境管理者の判断により、部に置く室の長を環境推進員とすることができる。
- ② 委員会 : 選挙管理委員会及び海区漁業調整委員会の事務局は、職員の併任等から環境管理上の一体性が高いため、各々、政策地域都市町村課及び農林水産部水産振興課の一部とみなす。
- ③ 警察本部 : 警察本部庁舎に所在する組織に限る。
- ④ 上記以外の出先機関等 : 病院・診療センター、企業局の施設管理所、教育委員会の出先機関・県立学校、警察本部の出先機関・警察署等、上記以外の県の全ての機関をいう。

システム推進体制(第5～8条関係)



エコマネジメントシステム運営要領

制定 平成21年2月12日

改正 平成24年4月1日

（目的）

第1条 この要領は、岩手県エコマネジメントシステム要綱（以下「システム要綱」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとします。

（環境目標の設定）

第2条 環境管理責任者は、地球温暖化対策第3次岩手県率先実行計画（以下「率先実行計画」という。）の目標を達成するため、毎年度、県の事務・事業における省エネルギーや省資源等の取組み（以下「エコオフィス活動」という。）に係る環境目標を設定するものとします。

2 環境管理者及び環境推進員（総括環境推進員を含む。以下同じ。）は、率先実行計画の目標を達成するため、その所属に係るエコオフィス活動についての目標の設定に努めるものとします。

（エコオフィス活動）

第3条 エコオフィス活動は、率先実行計画に掲げる取組み内容及び別に定める運用手順書により取り組むものとします。

（実績の報告）

第4条 環境管理者は、管理する庁舎に係るエネルギー使用量等について、別に定めるところにより環境管理責任者に報告を行います。

（環境目標達成状況の確認等）

第5条 環境管理責任者は、毎年度、前条の報告に基づき環境目標達成状況を確認・評価し、エコオフィス活動の継続的な改善のための対策を講じるものとします。

2 環境管理責任者は、職員のエコオフィス活動を促進するため、対象組織における二酸化炭素排出量等の情報を提供する仕組みを定めるものとします。

（省エネルギー及び再生可能エネルギーの導入推進）

第6条 庁舎管理者である環境管理者は、庁舎からの二酸化炭素排出量を削減するため、省エネルギー診断の活用や、ESCO事業、再生可能エネルギーの導入等を推進するものとします。

2 環境管理責任者は、省エネルギー診断実施、ESCO事業及び再生可能エネルギーの導入等に関し、必要な情報の提供に努めるものとします。

（リスクマネジメント）

第7条 県の事務・事業により該当する環境に関連する法令、要綱及び組織が同意した協定等（以下「環境関連法令等」という。）のある組織においては、環境推進員は常に最新の環境関連法令等を把握し、それを順守するとともに、環境負荷の低減に努めます。

2 重油の漏洩等環境に影響を及ぼす環境事故等（以下「緊急事態」という。）が発生する可能性のある業務又は施設・設備等を所管する環境管理者は、緊急時に環境への影響を最小限にするための対策を講じるものとします。

3 前項の環境管理者は緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあると認めた場合は、直ちに応急措置を講じるものとします。

（職員研修）

第8条 環境管理者は、環境問題及びシステムに関する理解及び自覚を深めることを目的として、職員に対し研修を行うものとします。

2 環境管理責任者は研修の実施に関し、必要な事項を定めるものとします。

(イベントにおける環境配慮)

第9条 県が主催するイベント又は県が構成員となっている実行委員会等が主催するイベントで県が主体的に関わるものについては、イベントが環境に与える影響を最小限にするよう配慮するものとします。

(指定管理者等への取組み要請)

第10条 次の者を所管する環境推進員は、その者に対して、環境配慮等システムの趣旨に基づいた取組みの実施について要請するものとします。

- (1) 公の施設を管理するものとして県が指定する法人等(指定管理者)
- (2) システムの対象組織と同一の施設において活動を行う事業者等

(家庭や地域における環境配慮)

第11条 職員は、組織において得た環境配慮の知識を活用し、家庭や地域においても一県民として環境配慮行動や環境保全活動を率先して行うよう努めるものとします。

(情報の公開等)

第12条 システムの運営状況については、毎年度公表します。

2 システムに関する県民からの意見等については、県政提言システムにより対応します。

(その他)

第13条 システムの運営その他この要領の実施に関し必要な事項は、環境管理責任者が別に定めます。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行します。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行し、同年4月1日から施行します。

リスクマネジメント要領

制定 平成21年2月12日

（目的）

第1条 この要領は、エコマネジメントシステム運営要領第7条の規定に基づく環境関連法令等の順守及び緊急事態への対応に関し、必要な事項を定めるものとします。

（環境関連法令等の把握等）

第2条 県の事務・事業により該当する環境に関連する法令、要綱及び組織が同意した協定等（以下「環境関連法令等」という。）のある組織の環境推進員（総括環境推進員を含む。以下同じ。）は、毎年度、環境関連法令等一覧表（様式1）を作成し、常にその最新の内容を把握するものとします。
2 前項の環境推進員は、環境関連法令等の順守状況及び改正の有無について、環境関連法令等一覧表（様式1）により半期ごとに点検を行うこととします。

（緊急事態の特定）

第3条 緊急事態として想定すべきものは、緊急事態一覧表（様式2）に掲げているものとします。
2 環境管理者は、所管する業務又は施設について、毎年度、緊急事態一覧表（様式2）により緊急事態として想定すべきものを特定するものとします。
3 環境管理者は、新たに緊急事態として想定すべきものが生じた場合は、緊急事態一覧表（様式2）に記載するとともに、速やかに環境管理責任者に報告することとします。

（緊急事態対応計画書の策定等）

第4条 緊急事態を所管する環境管理者（以下「緊急事態所管環境管理者」という。）は、次の事項を記載した緊急事態対応計画書（以下「計画書」という。）を作成するものとします。
(1) 緊急事態の発生により予想される環境影響
(2) 緊急事態に対応するための体制及び責任者
(3) 緊急事態発生に対する予防策
(4) 緊急事態に対応するための作業の詳細（応急処置を含む。）
(5) 緊急事態における関係機関等との情報伝達計画
(6) 保管している有害物質に関する情報及び漏洩の際に採られる手段
(7) 緊急事態終了後の処理策
(8) 訓練計画（実行可能な場合には、緊急事態に対応するための手順の試行を含む。）
2 緊急事態所管環境管理者は、計画書を作成した際には、緊急事態一覧表（様式2）に作成年月日を記載するものとします。

（応急処置等）

第5条 緊急事態所管環境管理者は、緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときには、直ちに環境影響を予防して緩和するために、最適な方法を用いて応急処置を講じるものとします。

（計画書に基づく処置）

第6条 緊急事態所管環境管理者は、緊急事態が発生したときには、第4条の規定により作成した計画書にしたがって、速やかに対応処置を講ずるものとします。

（計画書の見直し）

第7条 緊急事態所管環境管理者は、緊急事態の発生後その他必要が生じたときは計画書の見直しを行い、計画書を変更するものとします。

(訓練の実施等)

第8条 緊急事態所管環境管理者は、訓練計画にしたがって、訓練を年1回以上実施して、その有効性を確認するものとし、緊急事態一覧表(様式2)にその内容を記載するものとします。また、必要があれば見直しを行います。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、環境関係法令等の順守及び緊急事態への対応に関し必要な事項は環境管理責任者が別に定めます。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行します。

環境にやさしいイベント実施要領

制定 平成21年2月12日

改正 平成24年4月1日

(目的)

第1条 この要領は、エコマネジメントシステム運営要領第9条の規定に基づき、県が実施するイベントにおける環境配慮に関し、必要な事項を定めるものとします。

(対象イベント)

第2条 この要領の対象とするイベントは、県が主催又は県が構成員となっている実行委員会等が主催するもののうち、その実施に県が主体的に関わるものとします(委託事業を含む。)

2 前項のイベントは、シンポジウム、フォーラム、講演会、フェスティバル、フェア、記念行事、つどい、カーニバル、スポーツ大会、観察会等(会議、研修会等を除く。)とします。

(環境配慮基準)

第3条 イベントを所管する環境推進員は、イベントの実施にあたり、環境配慮基準(別紙1)に基づき環境配慮を行うものとします。

(その他)

第4条 この要領に定めるもののほか、イベントの環境配慮に関し必要な事項は環境管理責任者が別に定めます。

附 則

この要領は、平成21年4月1日以降に開催されるイベントに適用します。

附 則

この要領は、平成24年4月1日以降に開催されるイベントに適用します

環 境 配 慮 基 準

■基準 1 自然環境や生態系にできるかぎり配慮

（具体例）

- ①会場の選定にあたっては、既存の施設を使う。
- ②会場は、省エネルギー設備、再生可能エネルギー設備を導入している施設を優先して選定する。
- ③施設等を新設する場合は、できるかぎり土地や自然を改変しないですむ場所を選ぶ。

■基準 2 やむをえず手を加える場合でも最小限に配慮

（具体例）

- ①会場周辺の動植物の生態を十分把握する。
- ②会場施設の整備にあたっては、自然や生物の環境に配慮した工法を採用する。
- ③跡地の復元など環境への影響に対して、再生措置を講じる。
- ④植樹、魚の放流、風船使用等を行う場合は生態系に配慮する。

■基準 3 周辺環境への配慮

（具体例）

- ①排水、騒音、振動の発生に際しては、環境配慮を優先する。
- ②ポスター、垂れ幕、のぼり旗等は、周囲の景観に配慮し過度にならないようにする。
- ③イベント終了後、会場及び周辺の環境の状況についてチェックし、問題があれば速やかに改善する。

■基準 4 ごみの発生を抑制

（具体例）

- ①弁当、紙コップ等使い捨て容器の使用削減に努める。
- ②資料や物品等は必要以上に配らない。
- ③袋、鞆等の持参を促し、原則として資料の袋詰めはしない。
- ④使い捨て商品等ごみの増加をもたらす物品は配布しない。
- ⑤余った印刷物等は、主催者が持ち帰り、資源化する。

■基準 5 ごみのリサイクル、リユース

（具体例）

- ①ごみは市町村の収集に応じて分別収集し、適正に処理する。
- ②分別回収ボックスを適切に設置するとともに、ナビゲーターの配置や分かりやすい案内表示を行う。
- ③出展関係者に対し排出するごみの回収・持ち帰り・リサイクルを促す。
- ④主催者自らも、排出するごみの回収・リサイクルを徹底する。
- ⑤不用になった物品等はできる限り再使用（リユース）を図る。

■基準 6 環境負荷の少ない交通手段の利用等の促進

（具体例）

- ①施設の選定にあたっては、公共交通機関の利用を考慮する。
- ②公共交通機関利用が困難な場合、シャトルバスの運行、マイカーの相乗り、駐車場でのアイドリングストップ等代替の負荷軽減策を講じる。
- ③公共交通機関や自転車による来場をポスター・チラシ等の広報物で呼びかける。
- ④会場では、公共交通機関利用者の来場経路の確保や交通規制を実施する。
- ⑤主催者や関係者もできる限り公共交通機関・自転車の利用や相乗りを促す。
- ⑥主催者や関係者、資材等搬入業者等のアイドリングストップを徹底する。

■基準7 グリーン購入の推進

(具体例)

- ①パネル、看板等必要資材は事前にチェックし、既存のものも活用する。
- ②機材はできる限りリース、レンタルなどにより調達し、リユースを図る。
- ③必要な物品及び数量を事前にチェックし、無駄を減らす。
- ④イベントで使用する物品はエコマーク商品等のグリーン調達をする。
- ⑤食材、資材、物品等は出来る限り県内で生産されたものを使用する。
- ⑥印刷物には再生紙やエコインクを使用し、その旨表示する。
- ⑦包装、梱包資材の簡素化、再使用を図る。

■基準8 グリーン電力証書の活用とエネルギー消費の抑制

(具体例)

- ①グリーン電力証書の活用に努める。
- ②自然通風、自然光採光が可能な場所ではそれらを活用する。
- ③冷暖房温度は適切に設定し、省エネに努める。
- ④機器の使用に際しては、省エネルギー機器を優先使用する。
- ⑤照明は、イベントの開催時間を考慮しながら必要最小限の使用に止める。

■基準9 環境配慮内容の広報、説明

(具体例)

- ①イベントで実施する環境への配慮の内容（以下「環境配慮内容」という。）はホームページ等で公表する。
- ②会場内では実施している環境配慮内容を来場者に分かりやすく説明する。

■基準10 イベント参加者の自主的な環境保全活動の促進

(具体例)

- ①県民の環境への関心度を調査し、一緒に環境啓発を企画立案する。
- ②参加者に買い物袋の持参や食器の持込み、ごみの持ち帰りを呼びかける。
- ③参加者による会場一斉清掃の時間を設ける等、自主的活動を促進する。

■基準11 協賛スポンサー、出展者等への環境配慮の要請

(具体例)

- ①協賛スポンサー・出展者に、環境配慮への積極的な協力を求める。
- ②外部委託の場合、環境への配慮が適切に行われるよう仕様書に明記する。

■基準12 主催者は組織的に環境配慮を実行

(具体例)

- ①イベントの実施にあたり、主催者は環境配慮主任者を選任する。
- ②概ね1万人以上の参加が見込まれるイベントについては、環境配慮のための組織体制を整備する。
- ③イベントの実施計画、運営マニュアル等に環境配慮内容を明記する。
- ④スタッフ、ボランティア等に環境配慮内容の周知徹底を図る。

環境監査実施要領

制定 平成21年2月12日

(目的)

第1条 この要領は、岩手県エコマネジメントシステム要綱（以下「システム要綱」という。）第7条の規定に基づく環境監査（以下「監査」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとします。

(監査の目的)

第2条 監査は、システムが環境方針その他の取決め事項に適合し、かつ、適切に実施され、また維持されているか判定し、職員の環境活動の推進に寄与することを目的として行います。

2 環境管理責任者は、監査の結果をシステムの見直しに反映するものとします。

(監査の範囲)

第3条 監査の範囲は、システム要綱第4条に規定する組織とします。

(監査の種類及び対象機関)

第4条 監査の種類及び監査対象機関は、次のとおりとします。

種類	対象機関
定期監査	第9条第1項の規定に基づき計画した機関
随時監査	第11条第5項の規定により監査の必要が生じた機関又は環境管理責任者が必要と認めた機関

(監査の方法)

第5条 監査は、環境管理者が所管する区域（以下「所管区域」という。ただし、本庁にあっては県庁舎及び警察本部庁舎とし、盛岡地区合同庁舎にあっては企業局及び医療局を含むものとする。）ごとに所属する環境監査員（以下「監査員」という。）が実施します。

2 監査員は、環境監査チーム（以下「監査チーム」という。）を編成して監査を行います。

3 監査結果は、監査チームの合議により決定します。

(監査員の権限)

第6条 監査員は、監査対象機関の職員に対し、資料の提出や事実の説明など監査に必要な要求を行うことができます。

(監査員の順守事項)

第7条 監査員は、判断及び所見の表明に当たって、公平かつ不偏の態度をとらなければなりません。

2 監査員は、自らが所属する組織の監査を行ってはけません。

3 監査員は、監査業務を通じて知り得たことを他に漏らしてはけません。

(主任監査員)

第8条 監査員は、所管区域ごとに、互選により主任環境監査員（以下「主任監査員」という。）各1名を定めます。

2 主任監査員は、その区域の監査員を代表して連絡調整に当たります。

(監査計画の策定及び通知)

第9条 主任監査員は、監査の計画を策定し、環境管理責任者及び環境管理者に通知します。

2 前項の計画には、次の事項を記載するものとします。

- (1) 監査対象機関名
- (2) 監査の対象期間
- (3) 監査実施期日

- (4) 監査の重点事項
- (5) 前回の監査で指摘された事項
- 3 第1項の計画策定に基づく監査対象機関の選定に当たっては、所属単位で少なくとも3年に1回以上監査を実施するよう計画するものとします。

(監査の基準)

第10条 監査員は、次の基準により監査を実施します。

- (1) システムが確立され、維持され、かつ、機能していること。
- (2) 法的及びその他の要求事項を順守する仕組みがあり、順守されていること。
- (3) 環境目標達成のための環境活動が適切に実施されていること。

(監査結果の処理)

第11条 監査員は、主任監査員に監査の結果を報告するものとします。なお、監査の結果は、次の区分によります。

区 分		適 用
不適合	不 良	監査の基準に適合しないもの又は回答不能
	要検討	一部、監査の基準に適合しないもの
助 言		上記以外に改善を奨励する事項が認められるもの
良 好		特に問題点が認められないもの

- 2 主任監査員は、環境管理者に当該監査結果を通知します。
- 3 環境管理者は、監査の結果回答を要する不適合の指摘を受けた場合は、その指摘に対して是正又は予防の処置（以下「是正処置等」という。）を主任監査員に報告しなければなりません。
- 4 主任監査員は、前項の是正処置等について、その効果を検証します。
- 5 主任監査員は、前項の検証の結果、是正処置等の効果が確認できない場合には、環境管理責任者及び環境管理者と協議のうえ、再度監査を行います。

(監査結果の報告)

第12条 主任監査員は、環境管理責任者に監査結果及びその処理を報告します。

(監査員の任命)

第13条 環境管理責任者は、環境管理者に監査員候補者の推薦を依頼します。

- 2 環境管理責任者は、前項の候補者を対象として、環境監査員研修を実施し、その修了者を監査員に任命します。
- 3 監査員の任期は、その年度末までとします。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、監査の実施に関し必要な事項は環境管理責任者が別に定めま

附 則
この要領は、平成21年4月1日から施行します。